

田社長ヲ訪問スルコト、ナリタルガ職工側大
 体ノ意嚮ハ各自日給ニ週間分ノ程度(全部ニ六百
 五十五円)ニ於テ諒解スルノ真意ナルガ如ク會社
 側ニ於テ今中ニシテ讓歩スルニ於テハ遠カラズ
 解決スルモノト認メラル

申(通)報先(内相、次官、局長、
 社會局長、刑事局長、
 検事長、検事)公

勞秘乙第一號 大正十二年九月十二日

細井鑛工場勞働爭議解決ノ件

標記工場爭議ハ會社側ノ態度頗ル強
 固ニシテ初メヨリ職工ノ要求ヲ拒絶シ、
 アリシハ既報ノ趣其後應援者関東鐵
 工組合中島千ハ會社側ト數度會見
 種々交渉ヲ重ネタル結果會社側ハ全
 部ノ職工ニ對シ金六百七拾円(一人當リ日
 給十四日分)ヲ支給スルコト、ナリ此旨中島
 ハ一般職工ニ諮リタル處職工等異議ヲ
 唱テルモノ無ク容月三十一日職工代表數

10.3
 549

九